

広瀬市長に要望書を渡す日本共産党議員団



日本共産党寝屋川市会議員団は、2025年度の予算・施策要望書を11月11日広瀬市長に提出し、懇談を行ないました。38の重点項目、73の個別項目の要

目は以下の通りです。全文は議員団ホームページで公開しています。

24	非正規職員の待遇改善を抜本的に改善し、正規職員と非正規職員の格差を是正すること。長年働いている非正規職員が希望する場合、正規職員への道を開く手立てをとること。
25	不足している生活保護のケースワーカーを配置すること。
26	管理職等の女性の比率を高めるために現行の昇格制度を見直すこと。審議会等の女性委員の割合については、早期に目標の40%を達成すること。
27	選択的夫婦別姓、同性婚制度化のための法改正を国に求めること。
28	4市リサイクル施設の廃プラ処理については、ペットボトル等を分別し、その他の廃プラは、サーマルリサイクルに見直すこと。
29	寝屋川市としてのCO2削減計画を、市民参加で実効あるものにすること。そのため「気候市民会議」の設置など、意見反映と協力の場を広げること。
30	再生可能エネルギーの普及・促進を進めること。市民団体のイベント等に協力すること。電気自動車を公用車として導入すること。
31	京阪バスの寝屋川市内での一部バス路線の減便・廃止は黙過できない。現在のバス路線を維持し、公共交通と地域住民の足を守るため、至急手立てをとること。
32	住宅密集地での建て替えは現在居住している借家人の住む場所を確保するための手立てをとること。
33	能登半島地震の教訓をふまえ、避難所の衛生、食事、プライバシー、ジェンダーなど十分な条件整備を図ること。学校給食調理場を活用して、食事を提供すること。
34	水道管の耐震化を促進すること。香里浄水場を活用して地下水の活用を図ること。
35	地域での日常的な防災の取り組みを強め、住民とともに小学校区ごとの防災計画の作成をすすめること。
36	「平和を考えるつどい」の取り組みを復活させること。市役所玄関ロビーで、8月に戦争・原爆パネル展示を行うこと。平和記念コーナーの設置を具体化すること。
37	デジタル化の推進と個人情報保護は一体である。本人同意なき個人情報移転を防ぐこと。国民が安心して活用できるAIのルール作りを政府に求めること。
38	市財政の黒字が続く中、基金の積み立ては必要な範囲にとどめ、市民の暮らし向上のために有効に活用すること。

重点 要望項目	
1	物価高騰から市民の命とくらしを守るために、水道料金の基本料の無償化の再実施や、市内中小零細事業者を守るために給付制度など市独自施策の実施を求める。国に対し、消費税の減税、社会保障の拡充などを求めること。
2	マイナンバーカードの所持を事实上「強制」し、市民と医療機関に負担と混乱をもたらす健康保険証一体化の中止を政府に求めること。
3	大阪府に対し①国民健康保険料の引き下げ②国民健康保険料の減免制度の拡充を求める。子ども均等割りの廃止を国に求めること。市として、市民負担軽減の独自の施策を具体化すること。
4	介護保険料を引き下げる。市独自減免制度の収入要件を150万円に引き上げ、制度の周知をはかる。特別養護老人ホームの300人の待機者を解消すること。
5	介護サービス利用料の減免制度を創設すること。とりわけ、施設介護が必要な市民が入所できるように利用料の負担軽減をすすめること。
6	地域の実態に対応できるよう、地域包括支援センターの1センターあたりの職員を5人体制とすること。専門職の待遇改善などを行うこと。
7	要介護認定期間は、法の通り30日以内とすること。
8	高齢者の難聴に対する補聴器購入費助成制度を創設すること。
9	「寝屋川市子どもの権利に関する条例」制定に向けては、市民や子どもの意見を聞く場を設けること。子どもの意見表明権を明記すること。
10	親なき後の障がい者の入所施設の整備とショートステイ、グループホームの整備をすること。北河内各市と連携して国・大阪府に具体策をもとめること。
11	寝屋川支援学校の過密化の解消をするよう、大阪府・府教育庁に申し入れること。
12	小学校、保育所園、幼稚園、あかつき・ひばり園の給食費を無償化すること。
13	第2子以降の保育料の無償化については、無認可保育園も対象にすること。
14	小中学校の少人数学級を市として中学校3年生まで予算化すること。国・大阪府に少人数学級の制度化を求める。
15	全校に教員業務支援員とICT支援の職員を配置すること。
16	学校施設の修繕費・管理費を増額すること。
17	学童保育の指導員が働き続けることができるよう、指導員の声を反映して専門職に見合う待遇に改善すること。指導員の欠員が出ないようにすること。
18	子ども医療費、ひとり親家庭医療費、障がい者医療費の窓口負担の無償化を行うこと。また、国・府に制度化を求めること。市としてこども医療助成を22歳までに拡充すること。
19	(仮称) こども専用図書館は直営で運営し、子どもの一時預かり保育は土・日曜日も開設すること。市民・市民団体の要望を反映すること。正規司書を図書館に計画的に配置すること。
20	学校司書については、中学校区に1人配置すること。
21	市民や市民団体の意見や要望を反映させるために、図書館協議会を復活させること。
22	安全が確保されない夢洲に、学校単位で子どもたちを連れていくには無理がある。万博参加は学校行事をやめ、子ども・保護者の判断にゆだねること。
23	市役所の恒常的な仕事は正規公務員が担うことを原則にし、正職員の採用を増やすこと。

2025年度日本共産党予算・施策要望書を広瀬市長に提出

発行
日本共産党
寝屋川市会議員団
072-824-1181
FAX : 824-7760
No. 3512

寝屋川市会議員
中林かずえ
宝町4-33
090-3944-8385

寝屋川市会議員
松尾信次
下木田町12-6
090-3056-9924

寝屋川市会議員
西田まさみ
石津中町30-3
090-9713-3588

前寝屋川市会議員
太田とおる
高柳2-49-2
080-3818-9722

寝屋川民報

相談窓口
松尾議員
LINE
QRコード



西田議員
LINE
QRコード



中林議員
LINE
QRコード



太田前議員
LINE
QRコード



掲載します。是非ご活用下さい。
生活相談の窓口としてラインを活用
すべく議員のラインのQRコードを

11月19日の寝屋川市議会全員協議会で、(仮称)寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例の説明がありました。

●条文の内容

第1条（目的）共助の重要性を踏まえ、地域住民の自治会への加入や地域活動への参画・参加を促進することにより、地域コミュニティの活性化を推進し、地域住民が安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

第2条（定義）自治会、地域協働協議会、地域コミュニティ、地域活動（地域コミュニティの維持・活性化に

第3条（地域住民の役割）地域住民は地域コミュニティの重要性を理解し、自治会への加入や地域活動への参画・参加へ努める。

第4条（自治会及び地域協働協議会の役割）地域住民の価値観や自主性を尊重し地域活動を行なうとともに、地域住民が参画・参加しやすい開かれた組織運営に努める。

第5・6条（事業者の役割）第5条 事業所が所在する地域活動への積極的な参画・参加に努める。第6条 当該住宅に入居するも

資する活動）の用語を定義する。

(仮称)寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例(素案)の概要

条例の構成

条例前文

これまで自治会や地域協働協議会が市の発展に大きく寄与していただいたことを記載した上で、自治会への加入と地域活動への参画がいかに重要かを記載する。

条文(各主体の役割を規定)

地域住民	自治会・地域協働協議会
事業者	寝屋川市

前文の内容

- ・価値観の多様化等による「自治会の加入率の低下」
 - ・高齢化の進行等による「中心的な役割を担う人材の不足」
- ⇒「共助の意識の低下」、「平常時の安心の低下」、「治安の悪化」を招くリスクが高くなる

リスクを解消するためには

- ・多くの地域住民が地域活動に参画・参加するなど、地域の絆を育むことが必要
 - ・平常時から地域で支え合うことの意義を十分に理解していただくことが必要
- ⇒ 地域コミュニティの活性化を推進していくことが重要

条例の制定により

将来にわたり地域住民が支えあい、安全・安心に暮らすことができる持続可能な地域コミュニティを実現する



条例の施行日

令和7年4月1日



とおる
太田

今後のスケジュール

・広報ねやがわ12月号、市ホームページにおいて、パブリック・コメント実施の記事を掲載

↓パブリック・コメント実施

・令和7年2月頃に、パブリック・コメントで提出された意見に対する市の考え方を公表

↓

・令和7年3月議会に条例案を付議

3

日本共産党議員団として、自治会への加入や活動など皆さんのご意見をお聞きして質疑を行なって行きたいと考えています。ご意見をお寄せ下さい。パブリック・コメントも始まります。市へ意見を送つて下さい。